

京都市告示第 317 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 5 日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都守口線	伏見区淀美豆町866番地の1地先から	旧	メートル 118.40	メートル 18.00 ~ 18.20
	同町871番地地先まで	新	118.40	18.10 ~ 29.60

- 2 道路の種類 市 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経194号線	右京区嵯峨小倉山堂ノ前町1番地地先から	旧	メートル 96.40	メートル 4.50 ~ 8.30
	同区嵯峨天龍寺立石町6番地の2地先まで	新	107.00	4.49 ~ 8.10

嵯峨経233号線	右京区嵯峨天龍寺立石町6番地の5地先内	旧	14.30	4.00 ~ 8.00
		新	14.30	4.69 ~ 9.70
嵯峨緯120の1号線	右京区嵯峨野々宮町2番地の4地先内	旧	2.00	4.90
		新	1.50	4.90
嵯峨緯169号線	右京区嵯峨天龍寺立石町6番地の5地先から	旧	275.90	5.95 ~ 7.80
	同町6番地の4地先まで	新	154.50	6.00 ~ 12.60
嵯峨緯174号線	右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町12番地の3地先から	旧	78.30	4.00 ~ 8.70
	同区嵯峨天龍寺立石町6番地の1地先まで	新	69.50	5.77 ~ 9.50

(建設局土木管理部道路明示課)